

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和3年度)

施設の名称	御崎野営場
指定管理者の名称	唐桑町観光協会
施設所管部課(室)	経済商工観光部観光政策課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
平成23年4月 ~ 平成26年3月	指定管理者	北日本ビル清掃株式会社	
平成26年4月 ~ 平成29年3月	指定管理者	北日本ビル清掃株式会社	
平成29年4月 ~ 令和 4年3月	指定管理者	唐桑町観光協会	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	一般社団法人 気仙沼市観光協会
	所在地	気仙沼市魚市場前7番13号
指 定 期 間	令和 4年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	御崎野営場	
所 在 地	気仙沼市唐桑町崎浜地内	
設 置 年 月	昭和48年 7月	
根 拠 条 例 等	野営場条例	
設 置 目 的	県民が、野外活動を通じて、自然に親しみ、心身の健康増進に寄与すること。	
施設の 内 容	敷 地 面 積	約7,000㎡(市有地)
	構 造	野営場敷
	内 容	管理棟, 共同炊事場, サニタリー棟, コンセルリンク等
開 館 (所) 日	年中無休	
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ~ 午後 時 分 <input checked="" type="checkbox"/> 終日(日帰り・宿泊利用有り)	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	1 施設全体の管理運営業務 2 施設の使用許可申請の受付及び許可並びに使用料の徴収業務 3 機械設備の操作・日常点検業務 4 施設全体の維持管理業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	1,844 人	1,844 人	1,250 人	67.8%	67.8%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
野営場	1,844 人	1,844 人	1,250 人	67.8%	67.8%
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	1,844 人	1,844 人	1,250 人	67.8%	67.8%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
県指定管理料	2,190	2,190	2,190	100.0%	100.0%
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
収入計 (a)	2,190	2,190	2,190	100.0%	100.0%

(2) 支出

人件費	1,188	1,293	789	66.4%	61.0%
施設管理費	830	842	789	95.1%	93.7%
事業運営費	172	226	172	100.0%	76.1%
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
支出計 (b)	2,190	2,361	1,750	79.9%	74.1%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	-171	440	#DIV/0!	-257.3%
前期繰越収支差額	44	215	44	100.0%	20.5%
次期繰越収支差額	44	44	485	1102.3%	1102.3%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和3年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
	評価	評価	評価	評価		
①管理運営体制	指定管理者基本協定に基づき、施設を常に清潔かつ安全に保つとともに、目的に沿って、コロナ禍における施設の安定した管理運営への切り替え・取り組み、職員及び管理人との書面による情報共有の更なる強化、また、前年度同様使用料の適切な処理を行うため、複数人でのチェックを行った。		新型コロナウイルスの影響により施設の利用停止及び利用人数の上限設定等の措置により施設の利用者数は前年度より32.2%の減となった。		新型コロナウイルスの影響により施設利用停止や上限の利用設定などもあり、前年度より利用者数は減少したが、コロナ禍での感染防止対策を徹底したほか、使用料なども適時に処理しており、良好な管理運営となっている。	
人員体制	正規 1人	非正規 3人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	年間の管理計画を策定し、ほぼ計画どおり実施した。清掃作業89回、除草作業8回、浄化槽管理30回実施。		毎月の管理計画に基づき管理棟・シャワー棟・トイレ棟の定期清掃実施の他、新型コロナウイルス感染防止対策による消毒の徹底、修繕が必要な箇所の把握や県への報告、浄化槽の点検・除草作業を実施した。		年間の管理計画を策定し、施設清掃や除草作業を行ったほか、コロナ禍の感染防止対策を徹底しながら、利用者へ安全かつ快適なサービス提供に努めている。	
③運営業務(ソフト事業等)の実施	地元新聞等への広告掲載(津波防災の日情報版)、唐桑町観光協会ホームページによるコロナ禍における予約受付日程変更等周知を行った。		当会ホームページで新型コロナまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言による利用可能期間等の周知を行った。		地元自治体や観光関係団体との連携を図り、利用者の確保につなげたほか、コロナ禍における利用可能期間の周知するなどして、混乱が生じないよう管理運営を行っている。	
④自主事業の実施	特になし		特になし			
⑤利用者サービスの向上	開館日数:365日(年末年始も開館)年末年始の利用者が過去最高となった。6月から9月までの繁忙期には、管理人との連携を密にし、利用者が快適に過ごせるよう、集中的に除草作業を行い、また、コロナ禍における3密の回避対策、環境サービスに努め満足度向上を図った。(3/18~5/15まで県独自の新型コロナ緊急事態宣言:新規受付停止。6月から1日あたりの利用人数を30名に制限。8/12~8/31まん延防止重点措置。8/27~9/12まで緊急事態宣言:利用停止。まん防止重点措置9/30まで適用:措置前からの予約者だけの利用。11月から1日の利用者上限を40名とした。)		年間延べ8日間の除草作業を実施し利用者へのサービスに努めた。新型コロナウイルス感染防止対策を職員、管理人に対し行うとともに管理棟・シャワー棟・トイレに消毒用アルコール等を設置し利用者の受入れに当たった。また、職員、管理人から書面による迅速な施設内の不都合の報告・把握改善に努めた。1日あたりの利用者数上限設定についても申込時にご理解いただけるよう丁寧な対応を心掛けた。		繁忙期の除草や迅速な施設不具合の解消に努めたほか、コロナ禍の観戦防止対策と利用可能期間と上限数設定を丁寧な対応を心がけて、安心して施設を利用出来るよう利用者サービスの向上に努めている。	
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	苦情等は1件あった。夜中零時を廻っても周りに配慮なく会話を続ける人がいた。施設設備については、他のキャンプ場と比較した場合、老朽化が進んでおり、特に、トイレが和式のためビーターセンター(洋式)のトイレを借用したり、コロナ禍における家族でのアウトドア需要の高まりにより、事前に小さな子供のトイレ利用が可能かどうかの確認をされることがある。		「宮城県御崎野営場からのお願い」を掲示し利用に際しての注意事項をお知らせした。家族連れでの宿泊利用が増え、幼児・子供の利用機会が多くなっている。危険箇所等の職員・管理人からの情報はすぐに改善するよう努めている。また、老朽化が目立つ施設設備については計画的な修繕が必要になって来ている。		職員及び管理人からの危険箇所等の情報は、早急に改善したほか、利用者のニーズや施設の老朽化対策など県への報告を適切に行いながら、快適な利用環境となるよう施設管理に努めている。	
⑦安全対策	キャンプ場内は松の大木に囲まれた場所であり、強風後の見回り(枝枯れ・倒木等)を実施している。近年、松くい虫による枯れ木が多くあり、枝折れ等に注意している。また、倒木等の恐れがある松については早期の伐採をお願いした。津波注意報・警報が発令された場合の避難誘導等の行動看板を作成し管理棟及びトイレ棟等に掲示した。		倒木で残った木の根から枝が茂り見通しが悪くなりつつある。大きくなる前に処理した。利用者が多くなってきていることから火器の使用に十分気を付けて頂くよう注意喚起を行っている。利用者に野営場は標高37mであることを理解していただき命を守る行動を最優先にお願いした。		施設内の見回りにより、倒木の状況や折れた枝を撤去するとともに、伐採が必要な時は、速やかに県へ報告し対応を求めたほか、利用者へは、火の後始末や災害発生時の避難などについて、周知し安全対策に努めている。	
⑧県民の平等利用	県民が誰でも快適に利用できる施設として、平等利用に努めている。		誰でも気軽に利用できるように適切な対応を心掛けている。		老若男女から障害のある方も含めて、誰でもが快適に利用出来るよう、職員共々丸となって、適切な対応を心がけている。	

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することがないように適切に事務処理を行っている。 個人情報保護規程は制定済。	条例及び基本協定書に基づき、個人情報の取り扱いに十分注意し適切な管理運営を行った。	A	基本協定書等に基づき、個人情報の取扱については、十分に注意するよう職員教育も行っており、適切な管理運営に努めている。	A
⑩利用実績	上記「4.施設利用実績」のとおり	令和3年度も新型コロナウイルスが感染拡大し、それに伴う、利用者数の上限の設定(30名以内)や、事前予約者のみの利用、また、休場が年間45日で利用人数は32%減となった。内訳は、県内840名、県外410名、海外0名の合計1,250名。	A	コロナ禍のため、利用者の上限定や休場もあったことから、利用者数は減少したが、利用者が混乱しないよう利用環境の周知には努めている。	A
⑪収支実績	上記「5.管理運営収支実績」のとおり	適切な経費管理を行い収支均衡に努めた。なお、使用料については、期限内納入に努めた。	A	収支の均衡を意識し、指定管理料内で経費の節減にも努めながら、適切な執行となっているほか、使用料も適切に徴収し納入されるなど良好な管理運営となっている。	A
⑫その他の取組	使用料の徴収実績 許可件数676件、使用人数1,250名、使用料530,700円	地域住民・関係機関との連携については、野営場が民有地(私道)と隣接していることから、住民の意見等を聞きながら利用上の注意看板の設置等を行い理解を頂いている。	A	利用者が勘違いしないよう施設敷地と私有地との境界を明示して、トラブル・苦情等の防止に努めている。	A
総合評価		令和3年度も新型コロナウイルス感染への警戒を行いながらの運営となったが、利用者の事故・トラブル等もなくサービス向上に努めることができた。概ね適正に管理運営できたものと思われる。	A	コロナ禍で休場と利用者の上限制限を行いながらの管理運営となったところであるが、利用しやすい施設環境を提供出来るよう、日頃から点検・整備確認に努めたことにより、利用者の事故等も無く、良好な管理運営が出来ている。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度に実施した県有建設物保全点検調査結果票(準用版)に基づき、老朽化が進む施設設備について修繕(再整備)が必要。特にトイレの洋式化と看板の設置が望まれる。 ○野営場は、傾斜の多い施設のため TENT を張る場所が限られていることから、その整備が必要。 ○松くい虫の被害による倒木の恐れのある松の早期の伐採撤去。 	<p>御崎野営場については、気仙沼市へ譲渡した唐桑ビジターセンターなどとともに周辺の観光エリアを一体的に整備する方が、より魅力ある観光施設になると考えることから、気仙沼市への譲渡も含めた老朽化対策などの施設整備を行っていく必要がある。</p>